



Title	刑の執行猶予の量刑判断について：日台における一般情状に対する考察を踏まえて [論文内容及び審査の要旨]
Author(s)	林, 儂紘
Citation	北海道大学. 博士(法学) 甲第15121号
Issue Date	2022-09-26
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/87157">http://hdl.handle.net/2115/87157</a>
Rights(URL)	<a href="https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/">https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/</a>
Type	theses (doctoral - abstract and summary of review)
Additional Information	There are other files related to this item in HUSCAP. Check the above URL.
File Information	LIN_ZanHong_review.pdf (審査の要旨)



[Instructions for use](#)

# 学位論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称 博士（法学） 氏名 林 儼紘

審査担当者 主査 教授 城下 裕二  
副査 教授 上田 信太郎  
副査 教授 松尾 誠紀

## 刑の執行猶予の量刑判断について —日台における一般情状に対する考察を踏まえて—

本論文は、日台における執行猶予制度の形成過程、ならびにその判断構造に関して、刑罰論・量刑論・処遇論からみた理論的・実践的課題を究明し、執行猶予判決に影響を及ぼす一般情状の考慮のあり方、および同制度の今後のあるべき方向性を明らかにするものである。

第1章「刑罰論から見た日台における執行猶予に関する制度的考察」では、刑罰論の観点から、日台における執行猶予制度の歴史的経緯が辿られる。本論文の分析によれば、日台の同制度は、英米法における宣告猶予制度と異なり、犯罪者の改善更生よりも監督・指導に重点を置いた保護観察（日本）ないし保護管束（台湾）と結びつく形で発展してきたという特徴がある。その意味で、自由刑に付随する措置として、実刑の可能性による威嚇効果が重視されており、犯罪者の再犯防止という、本来的に期待されている役割を果たすことが困難なものになっていると論難する。

第2章「統計に見る日台における刑の執行猶予の運用状況について」では、近年の司法統計に基づく検討がなされる。①執行猶予率において日本の方が台湾よりも積極的に同制度を運用していることが明らかであるが、②執行猶予期間および③執行猶予の取消状況を踏まえると、日台いずれも、一般情状に基づく特別予防的考慮よりも犯情を重視して執行猶予期間を決定しており、また、執行猶予の再犯防止機能が十分に働いていない状況にあると指摘する。

第3章「量刑理論から見た刑の執行猶予に関する考察—一般情状を中心に」では、まず一般的な量刑基準のあり方とそこでの執行猶予判断の構造について考察する。一般的な量刑基準については、行為責任を量刑の「基礎」とする見解と、量刑の「上限」とする見解に大別されるところ、本論文はいわゆる消極的責任主義を重視しつつ、行為責任を量刑の「上限」と位置づけ、具体的な最終刑は特別予防（再犯防止）の必要性によって決定すべきとする立場を支持する。また、執行猶予の機能からみて、可否判断の際に考慮される「情状」は、犯情を含まず一般情状に限定されるべきであるとする。さらに、一般情状の基礎をなす再犯防止の必要性については、リスク管理社会における刑事政策の下では、再犯リスクをコントロールする効果の有無が一般情状によって示されているかどうか重要な意義を有していると論じる。その評価の具体例として、条件付き執行猶予（台湾）および刑の一部執行猶予（日本）の適用の可否に関する判決（薬物事犯および窃盗事犯）が分析される。

第4章「結論—総括と提案」では、以上の内容を要約した上で、日台に共通する執行猶予制度の方向性に関して次の提案を行う。第一に、執行猶予を自由刑に付随する措置ではなく、独立の制裁手段として位置づけるべきである。このことは、仮に対象者が執行猶予を取り消されることになった場合でも、自由刑以外の矯正処遇を受けることを可能とする。第二に、執行猶予の制限要件としての前科の存在（前科欠格）を廃止し、前科のある者については、犯罪原因の分析と、処遇上の必要性を再調査することにより、その結果を執行猶予判断の際に参照できるようにする。

第三に、執行猶予対象者の自発的な規範意識・更生意欲の喚起のために、処遇プログラムおよび遵守事項の具体的内容に関しては、保護観察官（日本）・保護管束官（台湾）と対象者が相互に意見交換することによって決定できるシステムを導入すべきである。

以上のように本論文は、従来必ずしも十分に顧慮されてこなかった量刑における執行猶予制度に焦点をあて、その判断構造を明確化するとともに、日台比較を通じて、同制度の今後のあり方を提言した意欲的な研究である。特に、執行猶予判断に際しての一般情状の意義を深く考究した論稿は極めて稀少であり、解釈論・政策論の両面から日台の量刑理論の進展に大きく寄与するものと評価できる。

他方で本論文が主張する、執行猶予判断で考慮すべき情状を一般情状に限定するという見解は、少なくとも日本のこれまでの量刑実務とは一致せず、本論文に挙げられた論拠のみで実務家を十分に「説得」できるかどうかは検討の余地があると思われる。また、執行猶予の機能を再犯防止に純化するという立場は支持しうるとしても、本論文の諸提案を現実化するためには、判決前調査制度をはじめとする制度的保障が不可欠であることから、そうした条件が成就する可能性についてもより緻密な検証が求められよう。なお形式面ではあるが、本論文では、論旨の明確性という点からみて日本語表現をさらに推敲すべき箇所も散見された。

こうした課題は残るものの、本論文が日台の学界のみならず実務界に貴重な試論を提示したことに疑いはなく、今後の更なる議論を喚起することが大いに期待される。以上の次第で、審査委員全員一致の結論として、本論文は博士（法学）を授与するに相応しいものと判断された。